

(相談窓口)

第〇〇条 会社は、次の事項に係る従業員からの相談及び苦情の申出を受け付けるため、人事部に相談窓口を設けるものとする。相談窓口は人事部長が統括管理する。

(1) 第〇〇条（育児休業及び育児短時間勤務）から第〇〇条（子の看護休暇及び介護休暇）までに定める育児休業等に関する事項

(2) 第〇〇条（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の禁止）に定めるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等に関する事項

(3) パートタイマーの待遇に関する事項

(4) その他この規則に関する事項や日常業務における問題点等

2 相談窓口の相談員は、男性従業員、女性従業員からそれぞれ1名ずつ選任するものとする。